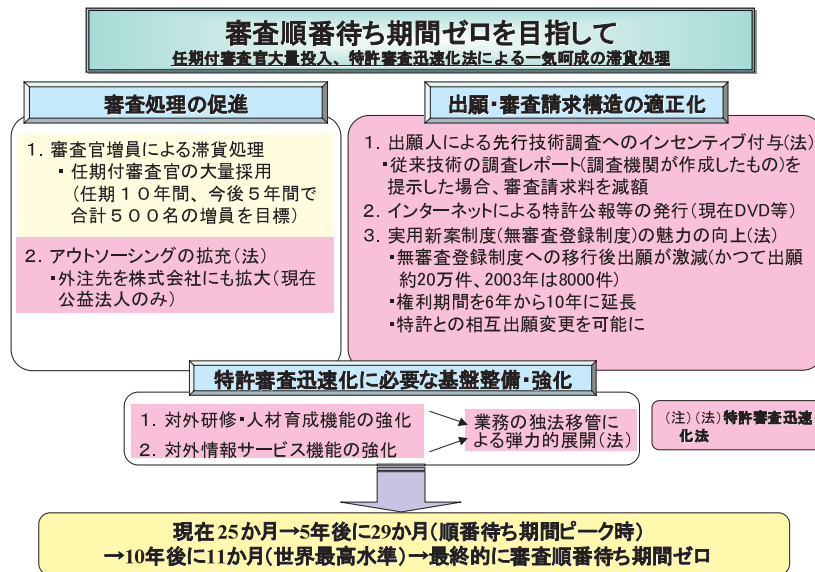


(図4)



模倣品対策等その他特許庁の種々の取組。

また、各企業の「特許査定率」、「戻し拒絶査定率」、「拒絶査定理由に用いられた従来技術分布」等の個別データを全体平均や業界平均と比較し、企業の特許取得状況を企業の代表権を有する方々に説明した。

#### 企業側の説明の概要

企業におけるそれぞれ工夫を凝らした知的財産への取組状況の説明を受けた。代表的な取組状況を以下に紹介する。

事業戦略、研究開発戦略と知的財産戦略を三位一体とした経営戦略を策定、推進

#### (a-1) 戦略の策定

- \* 知的財産戦略のポリシーやスローガンを掲げ具体的な戦略計画を策定
- \* 知的財産を事業戦略の一つとした計画の実行
- \* リスクマネジメントとしての徹底した知的財産管理を実施(知的財産の管理規程による全社的一元管理、成果の保護・保全策の周知徹底)

#### (a-2) 事業・研究・知的財産の各グループの協働

- \* 研究開発段階で知的財産部員が研究開発現場に赴くりエゾン体制を組織し、研究開発の源流に入り込み開発者と一体になり開発テーマの方向性確認
- \* 研究開発段階から特許情報を有効に活用した研究開発を推進
- \* 権利取得後の活用(自社活用、他社へのライセンス等)を視野に入れた研究開発
- \* 事業グループ、研究グループ、知的財産グループ幹部による特許戦略会議で事業グループ、研究所の戦略に合致した特許戦略を策定
- \* 製品開発の各段階で技術評価を行う検討会を実施し、他社へ影響力のある特許、標準化技術の特許、ビジネスモデル特許、外国特許の取得強化を検討

## ( a - 3 ) 人材

- \* 知的財産担当役員の任命、知的財産部員数の増加
- \* 研究者に知的財産研修を強化、義務化

## 特許の選択と集中により量から質へ転換

- \* 自社内特許データベースの構築、特許調査子会社設立による特許調査体制の充実
- \* マーケット情報と先行技術調査によるつぶれにくい質の高い特許の取得
- \* 重点テーマに関して研究者と共に集中的に発明を抽出

## 特許網の構築を積極的に展開

- \* 他社を圧倒する特許網の形成を目標
- \* 本丸、内堀、外堀に分けて特許網を構築
- \* 知的資産分析シート（事業・製品毎の知的財産情報、シェア情報等）を作成し、ポートフォリオマネジメントを展開
- \* 研究・出願段階での自社実施特許、防衛特許、他社へ譲渡、ライセンスする特許の戦略的区分

## 特許取得のグローバル化を積極的に展開

- \* 米国、中国等への出願の強化
- \* P C T 出願の積極的利用
- \* 米国特許商標庁、韓国特許庁、中国国家知識産権局の審査官に対して技術勉強会を実施することによる外国審査官の先端技術審査能力の向上

## 製造ノウハウ等のブラックボックス化（出願との峻別、先使用権の確保）

## 重要出願の早期権利化（早期審査制度、面接審査の活用）

自社特許・ノウハウの定量的価値把握を実施し I R 情報（投資家向け企業情報）として開示

## 企業側の主な意見

特許庁と企業との間で、自由闊達な意見交換を行った。  
以下が企業から出された主な意見・要望である。

## 特許審査に関して

- \* 特許審査の迅速化
- \* 安定した権利の設定（審査基準の統一、パラメータ特許審査の厳格化）
- \* 権利育成型審査を希望
- \* 審査着手延長制度の導入（医薬、標準化関連技術）

#### 意匠・商標に関して

- \* デザイン力、ブランド力強化のため、特許庁の意匠、商標審査の一層の迅速化・的確化を期待

#### 職務発明に関して

- \* 対価決定は企業と従業者との契約を尊重
- \* 産学共同研究における対価の額の産学バランスをとること

#### 海外に関して

- \* 中国等での模倣品対策（水際取締強化、中国での罰則強化等）
- \* 海外での特許取得費用の低減（国際的制度統一、翻訳費低減、翻訳精度の向上、早期審査による日本特許の国際標準化）
- \* 審査結果の三極間の相互利用の促進による審査の迅速化・的確化
- \* 米国の先発明主義変更の交渉
- \* 海外における先使用权の確保（国際的ハーモナイゼーション）の交渉

#### 特許電子図書館（IPDL）に関して

- \* IPDLは研究者が多く利用しており重宝しているものの、一層の高速化および検索の平易化を要望

#### 特許庁とのコミュニケーションに関して

特許庁と経営トップレベルでの意見交換の継続的開催や、先端技術の第一線の研究者と審査官との意見交換、審査官の研究所・工場視察を希望

#### 意見交換会の反響

企業経営者から特に反響があるのは、自社の研究開発に対する特許面からの結果を示すデータに関してであった。これは、研究開発に関する成果物である特許に関して、同業他社と比較した「特許査定率」や「拒絶査定理由に用いられた従来技術分布」の状況について、自社の明確な位置づけが分かることは研究開発の進め方を考える上での大きなヒントになり得るためと思われる。

また、意見交換会を契機に企業内部において、経営層と知的財産部門との意志疎通がより緊密になったことや、経営層の知的財産への理解がより深まったと思われる。

## （2）知的財産部との意見交換

2003年より、出願件数上位300社を中心に、192社の企業の知的財産部を個別に訪問した。当方より、企業が知的財産を活用した戦略的取組を行うための環境整備として、最近の施策内容の説明を行うと共に、特許庁が保有する企業データを提示しながら、企業の知的財産戦略について、企業の知的財産部長等と意見交換を行った。